

第1 調査の目的等

1 目的

近年、豪雨や地震等の自然災害により多くの農業用ため池（以下「ため池」という。）が被災し、甚大な被害が生じる事例がみられる。

このような状況を踏まえ、令和元年7月に農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号。以下「管理保全法」という。）が施行され、また、2年10月には防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号。以下「特措法」という。）が施行されるなど、ため池の防災減災対策の強化が図られている。

本調査は、ため池の決壊等による被害の防止に向けた取組を推進する観点から、地方公共団体におけるため池の防災減災の取組の実態、課題等を明らかにすることにより、関係行政の改善に資することを目的として実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

農林水産省、内閣府、国土交通省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（11）、市町村（66）

①宮城県（仙台市、白石市、柴田町、山元町、利府町、大和町）、②福島県（郡山市、白河市、須賀川市、柳津町、会津美里町、新地町）、③大阪府（堺市、貝塚市、河内長野市、和泉市、羽曳野市、熊取町）、④和歌山県（和歌山市、田辺市、紀の川市、広川町、有田川町、串本町）、⑤兵庫県（神戸市、相生市、三木市、南あわじ市、加東市、福崎町）、⑥岡山県（新見市、備前市、赤磐市、浅口市、里庄町、鏡野町）、⑦広島県（竹原市、尾道市、庄原市、東広島市、江田島市、神石高原町）、⑧香川県（高松市、坂出市、三豊市、直島町、綾川町、まんのう町）、⑨愛媛県（松山市、宇和島市、新居浜市、西予市、東温市、鬼北町）、⑩福岡県（北九州市、小郡市、嘉麻市、岡垣町、みやこ町、築上町）、⑪佐賀県（佐賀市、多久市、嬉野市、神埼市、大町町、江北町）

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局（東北、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

行政評価事務所（兵庫）

4 実施期間

令和4年10月～6年6月